

出張検定等実費費用徴収要綱

沿革：平成12年4月1日制定

平成15年3月31日改正

(趣旨)

第1 この要綱は、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務を青森県商工労働部商工政策課計量検定グループ以外の場所において行う場合（以下「出張検定等」という。）に係る費用の徴収に関し必要な事項を定める。

- 一 法第70条の規定による特定計量器の検定に関する事務
- 二 法第75条第1項の規定による車両等装置用計量器の装置検査に関する事務
- 三 法第102条第1項の規定による基準器検査に関する事務
- 四 法第116条第1項の規定による特定計量器の計量証明検査に関する事務

(費用の納入等)

第2 出張検定等を受ける者は、これを行うのに要した費用を納入しなければならない。

2 費用の種類及び額は、次のとおりとする。

- 一 派遣する職員の旅費 青森県職員等の旅費に関する条例の例による。
- 二 検定検査用具運搬料 実費に相当する金額とする。

(費用の納入方法)

第3 費用は納入通知書により、納入期限内に納入しなければならない。

(費用の減免)

第4 知事は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、費用の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。